

令和3年度 学校で取り組む自殺予防支援事業 利用の手引き

1 事業目的

高等学校生徒や学校関係者の自殺対策に対する関心を高めるために、県内高等学校生徒および学校関係者(保護者等を含む。以下同じ。)を対象に出前講座を実施し、自分自身や周りにいる人の命を大切にすること、困ったときに対応できる力を養うことを目的とする。

2 研修対象

県内高等学校(公立・私立を問わない)。

※ 事業の利用は学校単位とする。下記5の「D:保護者のための講座」のみを受講したい場合でも、学校を通じて申し込むこと。

3 選定方法

利用申込のあった学校から先着順。

※ ただし、希望する内容や時期によっては採択しないことがある。

※ 申込多数の場合は、締め切りを待たず募集を終了することがある。

4 研修時期

令和3年6月1日から令和4年2月28日までの間で各校の希望する日

※ 具体的な日時は各校と当事業受託者(以下、「受託者」という。)とで協議して決定。

5 研修内容

<生徒向け>

A:セルフケア講座「自分を大切にすること」

自分自身はかけがえのない存在であり、自分を大切にすること、支えあい生きること、セルフケア、ストレスコーピングを学ぶ。

B:ゲートキーパー講座「周りの人のいのちを守ること」

友達が悩んでいるときの声のかけ方、話の聴き方、ゲートキーパーの役割を学ぶ。

<学校関係者向け>

C:先生のためのゲートキーパー講座

悩みを抱えている生徒へ適切な対応ができるよう、ゲートキーパーについて学ぶと共に、教職員自身のストレスケアも取り上げる。生徒向けの講座を授業導入する前に教職員が学びたい、という場合を想定。

D:保護者のための講座「子供に贈るメッセージ」

思春期心性の特徴をふまえた子供たちへの対応、保護者自身のストレスケアなどを学ぶ。

※ A・Bは基本的には生徒(高校生)を対象とした研修内容だが、教職員や保護者等も受講可。

※ A~Dの講座を重複して受講することも、いずれかひとつのみの受講でも可能。

※ 講座の具体的な内容は、各校の実情に応じて、各校と受託者とで協議して決定。

6 実施方法

いずれの講座も、1回につきおおよそ50分~90分程度とする。

※ 各校の実情に合わせて、回数や時間、受講者の規模等は柔軟に対応。

7 利用にあたっての要件

① 講師旅費を負担すること。(講師報酬は不要)

※ 旅費の計算にあたっては県の規定を準用すること。旅費の計算等について不明点があれば、県庁

いのち対策室（下記「事業に関する問い合わせ先」参照）まで問い合わせを。

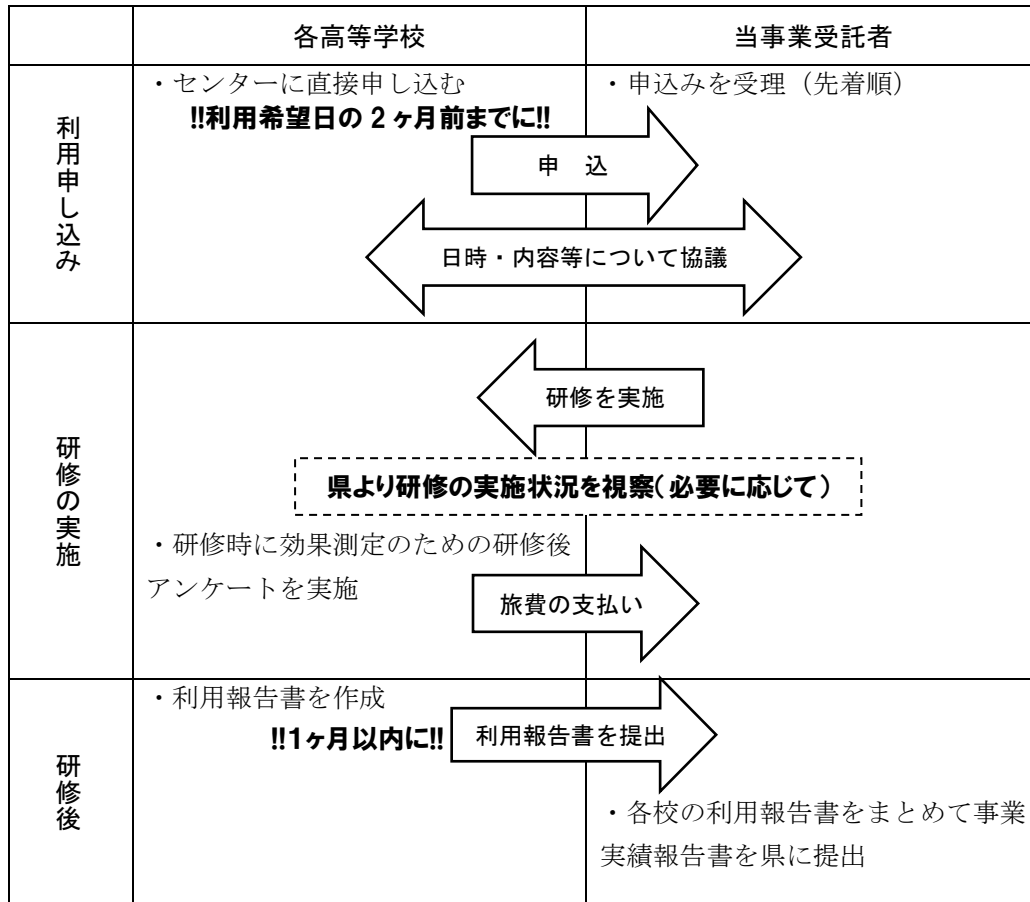
- ② 受講後、「別添様式2 受講後アンケート」を用いて効果測定を行うこと。
 - ※ 事業の効果測定のため、統一した様式を使用すること。
 - ※ 各校で独自にアンケート等を行う場合は、上記とは別に用意すること。
- ③ 研修受講後 **1ヶ月以内**に「別添様式3 利用報告書」を受託者に提出すること。
 - ※ 控えを各校にて保管すること。

8 申込方法

「別添様式1 利用申込書」を受託者宛に提出。

- ※ 原則として先着順で受付。ただし、希望する内容や時期によっては採択しないこともある。
- ※ 原則、利用希望日の2ヶ月前までに申し込むこと（6月実施分をのぞく）。利用希望日まで2ヶ月未満の場合は採択しないことがある。

9 利用申込とその後の流れ



10 申込書等の提出先（令和3年度事業受託者）

NPO 法人ゲートキーパー支援センター

尼崎市御園町 24 番地

TEL&FAX：06-6415-8829

Mail：nikonikomoban@gmail.com

11 事業に関する問い合わせ先

兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室 担当：香木（こうき）

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL：078-341-7711（内線 3091） FAX：078-362-3911

Mail：Akemi_Kouki@pref.hyogo.lg.jp